



# 当館の新型コロナウイルス感染症に伴う対応について

島原文化会館では、新型コロナウイルス感染予防、拡大防止のため、公益社団法人全国公立文化施設協会のガイドラインを基に、以下の対策を講じています。

## 感染予防のためにできること



- 会館出入口付近や事務室に手指消毒液を設置し、各洗面所にはせっけんを備え、来場者にご利用いただけるようにしています。また、自動消毒液噴霧器、非接触体温計、サーモグラフィティカメラを用意しています。
- 館内のドア、手すり、トイレなど多くの人が手を触れられる箇所は、消毒液などによる清掃を強化するとともに、清掃頻度を増やしています。
- スタッフはマスク着用のうえでご案内、対応をさせていただきます。

## ご来館・施設ご利用の皆様へのお願い



- 以下の症状に該当する場合は、ご来館を控えていただきますようお願いいたします。
  - 1、発熱や風邪、咳、味覚・嗅覚障害などの症状がある
  - 2、体調がすぐれない
- **マスクを着用**してください。
- **咳エチケット**、こまめな**手洗い**、**手指消毒**にご協力をお願いします。  
**主催者でも消毒液をご準備ください。**
- 持ち運びできるビニールカーテンと卓上パーテーションを用意しましたので、人と人が対面する受付窓口でご利用できます。
- 非接触体温計やサーモグラフィティカメラの貸し出しをしていますのでご利用ください。
- ご利用になる方向士が、接触しない程度の間隔を空けたり、対面での着席を避けるなど、密にならないようにご協力ください。
- 合唱及び大声での発声を伴う催しは、利用者同士の間隔を十分確保してください。
- 感染拡大防止の注意喚起を来場者に行ってください。また、利用中は出入り扉の常時開放や途中休憩など十分な換気対策をお願いします。
- 催事の主催者は、個人情報の取り扱いに十分注意のうえ、**来場者の氏名及び緊急連絡先の把握**をお願いいたします。(感染が発生した場合に、**関係機関への提出にご協力をお願いすることがあります。)**



皆様の健康と安全を第一に考え、感染リスクに備えるものです。ご迷惑をおかけしますが、どうぞご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年2月1日 改訂 島原文化会館

島原文化会館  
ホームページ  
イベント情報他



## 島原文化会館の利用に関するチェックシート（令和4年2月1日以降利用）

日頃より、当施設をご利用いただきありがとうございます。当施設では、**皆様の健康と安全を最優先**に考え、新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、以下のご対応をお願いしております。申請前に以下の内容を必ずご確認ください、遵守できることを了承の上、使用許可申請書に添付して利用申し込みを行ってください。

ご利用者の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

遵 守 事 項	以下の項目に チェック☑をお 願います
1 申請前に、ご理解をお願いいたします。	
(1) 今後の感染拡大の状況により、やむを得ず、施設の利用条件等の変更や利用できなくなる場合もあることを了承する。	<input type="checkbox"/>
(2) 利用人数は、裏面に記載されている部屋ごとの上限以下である。→裏面参照	<input type="checkbox"/>
(3) 利用にあたっては、人と人が触れあわないよう対策を講ずる。	<input type="checkbox"/>
(4) 参加者が多いイベント等の場合、主催者でも手指消毒液を準備する。	<input type="checkbox"/>
(5) 参加者全員の氏名・連絡先の名簿を作成し利用後1カ月間保管する。(感染者が発生した場合、保健所等へ提出をお願いする場合があります。)	<input type="checkbox"/>
(6) 国・県・市の方針及び業種ごとのガイドライン、最新の感染状況等を踏まえて対応する。	<input type="checkbox"/>
(7) 参加者全員に、下記事項を(参加募集時点から)周知し、遵守を徹底する。	<input type="checkbox"/>
2 ご利用の際に、ご確認・ご対応をお願いします。	
(1) 体調がすぐれない(37.5℃以上の発熱や風邪、咳、味覚・嗅覚障害などの症状がある)方は参加を控える。	<input type="checkbox"/>
(2) 施設内ではマスクの着用(公演時の出演者を除き施設内ではマスクの常時着用が原則)、咳エチケットを実施する。	<input type="checkbox"/>
(3) 入室前の手指消毒やこまめな手洗いをを行う。	<input type="checkbox"/>
(4) 利用中は出入り扉の常時開放や途中休憩など換気(1時間に2回以上)に努める。	<input type="checkbox"/>
(5) 移動の際は、他の方と身体的距離(最低1m、なるべく2m程度を目安)をとって行動する。	<input type="checkbox"/>

上記の内容を確認し、同意の上、施設の使用許可を申請します。また、今後の利用に関する遵守事項に変更がある場合も、それを遵守いたします。

令和 年 月 日

申請団体名 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

利用予定日 令和 年 月 日

会場責任者(自署) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 島原文化会館貸室利用人数の上限について(当分の間)

室名	客席数等	大声で歓声、声援等がない ことを前提としうる催し物	大声で歓声、声援等 が想定される催し物
		収容定員	※収容定員の50%以下
大ホール	1,202席	(注1) 1,202人	(注1) 600人
中ホール	机、イス 180席	(注1) 180人	(注1) 90人
	イスのみ 400席	(注1) 400人	(注1) 200人
小ホール A	72席	72人	36人
小ホール B	48席	48人	24人
会議室	18席	18人	9人
展示室 A	194m <sup>2</sup>	118人	59人
展示室 B	62m <sup>2</sup>	38人	19人
和室	43m <sup>2</sup>	26人	13人

(注1):発声等を伴う出演者(公演時のみマスク非着用可)から十分な距離をとることとし、最低でも  
水平距離で2m以上空ける。

※展示会場、販売会場等として利用する場合は、入場制限等を行い、身体的距離(最低1m、  
なるべく2m程度を目安)を確保する。

# 島原文化会館使用許可申請書・使用許可書／利用料金減免申請書・減免承認書

一般財団法人 島原市教育文化振興事業団  
島原文化会館 館長 様

島原文化会館条例施行規則第2条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

申請者	住所	〒		Tel ( - - )					
				Fax ( - - )					
申請者	団体名	代表者							
		会場責任者							
使用目的 及び その理由	行事(催物)名			入場料	有・無	円			
	内容			入場予定 人員	1回につき	人			
使用期間	年 月 日 ( 曜 )	日間	開場： 時 分	開演： 時 分					
	時 分から			終演： 時 分					
	年 月 日 ( 曜 )		開場： 時 分	開演： 時 分					
	時 分まで			終演： 時 分					
施設	・大ホール（・楽屋A ・楽屋B ・楽屋C ） ・中ホール（・楽屋 ） ・小ホールA ・小ホールB ・展示室A ・展示室B ・和室 ・会議室								
冷暖房	冷房	時 分から 時 分	暖房	時 分から 時 分	利用なし				
設備・器具	・舞台音響設備・舞台照明設備・マイク( 本 )・プロジェクター・スクリーン・コンセント・その他 ( )								
販売等	有・無	販売業者名	住所	TEL					
		販売業者名	住所	TEL					
減免	有・無	理由							
利用 料 金		前納	追加	合計	決裁欄	受付	年 月 日		
	①施設	円	円	円		館長	副館長		
	②冷暖房	円	円	円	請求合計				
	③設備	円	円	円		領収書番号			
④減免	円	円	円	①+②+③-④					

\*太枠の中のみご記入ください。

許可番号 号
上記のとおり島原文化会館の使用を許可します。
一般財団法人 島原市教育文化振興事業団 島原文化会館 館長
年 月 日

### 【許可条件】

島原文化会館条第6条の規定により、次の使用許可の制限に抵触する場合は、使用を許可しません。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 会館の建物又は付属設備をき損又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 管理運営上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が社会教育上不適当と認めるとき。
- (6) 使用許可後に使用の制限条項に該当することが判明し、使用許可を取り消した場合、使用者に損害を生じせしめることがあっても、一般財団法人島原市教育文化振興事業団はその賠償に責めを負わない。